

## 第一章 概要と設立

1. 種類には、下記のものがあります。

医療法人社団（通常これ）

医療法人財団

一人医療法人（上記のうち医師が一人の社団又は財団のこと）

2. 機関（株式会社にほぼ同じ）

社員（＝株主）… 設立時2人以上。（その後1人になっても法人は存続可能）

理事長（＝代表取締役）… 原則1人。（理事である医師から選出。）

県知事に申請し認可を受ければ医師以外の理事からの選出も可能。

理事（＝取締役）… 3人以上必要。（一人医療法人や県知事の認可により一人でも可能。）

監事（＝監査役）… 1人以上。（理事や職員の兼務禁止。医師また社員の必要はない。）

株式会社の株主総会に代わるものとして社員総会

株式会社の役員会に代わるものとして理事会

3. 設立

県知事の認可を受け登記が必要。

認可の要件として、**個人で開業後1年以上経過していること。**（出来れば黒字）

4. 設立手続

医療法人設立認可申請書

定款

財産目録

財産目録の明細書

負債内訳明細書

債務残高証明書及び債務引継承認願

出資申込書

設立議事録

設立趣意書

診療所の概要

社員及び役員の名簿

職員の一覧表

役員報酬一覧及び過去2年間の収支実績

設立後2年間の事業計画及び予算書

設立手続については下記の HP アドレス  
（東京都福祉保健局医療政策部医療安全課）  
が申請書のフォームや記載例が載っている  
ため、参考になります。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/tebiki/index.html>

医療法人係：03-5320-4426

設立者及び役員の履歴書（印鑑証明を添付）

設立代表者への委任状

役員の就任承諾書

開設診療所の管理者就任承諾書

医師免許証の写し

不動産の賃貸契約書の写し及び土地建物登記簿謄本

⑳ 過去 2 年間の確定申告書の写し

㉑ リース契約書

## 5 . 登記

設立認可手続終了日から 2 週間以内に登記が必要

## 6 . 設立後の届出

保健所...法人診療所開設許可申請書等

社会保険事務所...保険医療機関指定申請書等

その他、税務署・財務事務所・労働基準監督署等、通常法人の開設に同じ。

## 第二章 税務会計

### 1 . 普通法人との差異

県知事への決算書の届出が必要。

剰余金の配当禁止。

上記 に伴い同族会社の留保金課税の不適用。

### 2 . 決算手順

税務署提出は普通法人と同じ

表紙・事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・監事の監査報告書を県知事に提出。

### 3 . 問合せ先・・・伊丹健康福祉事務所（保健所）監査指導課：( 0 7 2 ) 7 8 5 - 7 4 6 0

## 第三章 支店について

他府県にまたがる場合は、近畿厚生局長の認可により支店の開設が可能

定款変更が必要

管理者の確定

保健所への申請